



令和4年2月14日

各 位

上 場 会 社 名 多 木 化 学 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 多木 隆元
(コード番号 4025)
問 合 せ 先 責 任 者 総務人事部長 大橋 正
(TEL 079-437-6002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和4年3月29日開催予定の第103回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定が令和4年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款の一部変更を行うものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">【 新 設 】</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 102 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p style="text-align: center;">【 削 除 】</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 102 回定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項に規定する監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

<p>【 新 設 】</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第16条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
----------------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	令和4年3月29日
定款変更の効力発生日	令和4年3月29日

以 上